

令和元年 5 月 8 日

茅ヶ崎市立小和田運営審議会  
会長 佐藤 敦恵 様

茅ヶ崎市立小和田公民館  
館長 鈴木 俊也

茅ヶ崎市立小和田公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 29 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

茅ヶ崎市立小和田公民館における、これからの主催事業について

- (1) 茅ヶ崎市立小和田公民館の地域特性や立地特性を踏まえた主催事業について
- (2) 持続的に地域が活性化し、地域力が向上するような次世代を育成する主催事業について

2 理由

少子高齢化の一層の進行や人口の減少、グローバル化や I T 技術の進展など、社会情勢は大きく変化しており、それらの影響を受け、地域に顕在化する課題もそれぞれの状況に応じて多様になっています。

これまでも小和田公民館は、地域住民の皆様が身近で気軽に利用できる社会教育施設として、心豊かで活力に満ちた人づくり、地域づくりの拠点となるとともに、地域課題や市民ニーズに即した学習機会を提供する事業に取り組んでまいりました。これからも、地域の皆様にとって最も身近な学習拠点や交流の場として、部屋を貸し出す「貸館」と言ったことだけでなく、地域の特性や市民ニーズに応じた様々な課題を、その時々の実情に応じて一緒になって取り組んでいく必要があると考えています。

また、地域の方たちによる、これまでの公民館での様々な活動が、次の世代の方たちにしっかりと引き継がれていくことが、持続的に地域が活性化し、地域力が向上することの一助になるとも考えています。

このようなことから、茅ヶ崎市立小和田公民館における、これからの主催事業のあり方や事業展開について、調査審議をお願いするものです。

3 答申希望日 令和 2 年 3 月